

教育法体系の改編と社会教育・生涯学習

これからの人間形成の法体系

—「教育」と労働との接続に関する再編—

田中 萬年

はじめに

「学校と社会との接続」が騒がれている。高度経済成長下で普通教育修了者が企業の良き被教育者になったという問題をまともに考えず対策を取って来なかった付けが回ってきたのである。何故なら、宮原誠一が提起した「生産主義教育」論（1950年～）、及びその基となる1947年の「すべての教育は職業を目的とする教育と考えたいのです。人間教育すなわち、職業教育です。」という主張を発展できなかつたからである。宮原の主張はルソーの「私たちは職人修業をしているのではなく、人間修業をしているのだ」という主張に通じていた。「生産主義教育」論は一時は注目されたが、やがて経済が回復すると共に注目されなくなった。宮原論忘却の考察も無いまま、今日の状況になっていくといえる。この問題の背景として、筆者は「職業的イリレバンスの十大要因」を報告した¹⁾。世界的な大再編が起ころうとしている下で、上記の問題の解明と共に、「人間形成」の新たな体制の構築のためにはこれまでの教育のパラダイムとは全く異なる発想が必要といえる。

教育行政への批判には一理があるが、現行法体制を前提とすれば行政を責めても的外れとなる批判もある。何故なら、国民のための能力形成でなく国主導の教育という「教育」の言葉に内包される概念に問題の根本があるからである。政府も、政府を批判する「教育」論も人間形成の目標が明確でない

日本社会教育学会編

ため、学校卒業者の非職業意識・非職業志向観が蔓延し、フリーター等の若者対策が国の政策としても緊急的、かつ根本的課題の一つになっている。

このようになった発端は、明治12年に「学制」を廃止して「教育令」を施行したことにある。また、明治政府が富国強兵の要員の育成と国民統制のために「学問」を「教育」に変更して利用し、戦後は歴代の政府が国民懐柔の道具に教育を利用してきたためである。その教育は国民が自立を目指すための人間形成政策ではなかったのである。

また、教育をめぐる他の問題は、教育関係者が使用する「教育」の概念が国語辞典に記された一般国民の理解とは異なる意味で使われることである。そのため「教育」を用いた言葉が意味不明となる。例えば、近年の「キャリア教育」という不明確な言葉、「学校から社会への移行」という当然なこと、「大学における職業教育」という従来は考えなかった標語が喧伝されていることに表れている²⁾。このような教育と労働・職業をめぐる標語は一般国民にとっては、何が問題なのか理解しにくい。

後に述べるように「教育基本法」の改訂は「教育と労働」との関係を逆に離反したのであり、「社会教育法」も元々労働問題には縁遠かったため「教育基本法」の改訂に続く同法の改訂により「教育」と労働との接続が進むことはないといえる。また、可能性のあった「ゆとり教育」を廃止していることに見るように、近年の教育関係法の動向は本稿の趣旨に逆行していると言わざるを得ない。

かつての宮原誠一の主張が、何故にその後わが国で発展しなかったのかの問題と言えよう。にもかかわらず（それ故にか）官僚行政の肥大化にしか利がない新たな言葉を次々に作成し、時々の事態を糊塗して来たといえる。本稿では、この背景にある教育と労働・職業との関係についての問題を国際的・常識的観念で再編すべきことを述べる³⁾。

1. 再編改革の視点と視座

かつてルソーは『エミール』において貴族の教育を批判し、庶民の職業訓練の必要性を説き、その考えを“éducation négative”と記したが、わが国

では「消極教育」と訳され意味不明となった。これは元木健が主張するように「非教育」と訳すべきであり（元木・田中編著）、この立場から人間形成を考える視点を明確化すべきである。

また、日本が教育学を学んだドイツの偉大な人文主義教育者のフンボルトの理論が、わが国では一般陶治が職業陶治を排除しているように理解していることは誤解であることを再検討すべきである。佐々木英一が紹介するように、フンボルトは両者の対立を主張したのでも、職業陶治を否定したものでなく、人間形成を意図していたということである。つまり、真の一般陶治は職業陶治をもって初めて完全なものとなる、との理解だったという（元木・田中編著）。

さらに、周知のように“学校と社会”の問題はデュローイによって解かれており、わが国でも一時期はその論が尊重された。このような流れの中に、宮原の「人間教育＝職業教育」論が出たのであった。また、「労働の能力」を位置づけた勝田守一の「能力」論も出て、「学力」一辺倒への警鐘となったが、勝田の論も発展しなかった。

働かねばならない者（庶民）の能力開発は、貴族の教養的教育ではなく、それに対する「非教育」として職業に関して実施すべきにも関わらず、わが国ではこれもまた不思議な「普通教育」という言葉により進学偏重の教育が蔓延したことが、本来の職業教育・労働教育論が発展しなかった大きな要因である⁴⁾。それは、わが国で造語された「教養」という言葉への“憧れ”と相まって増幅された。

人間の形成は人間としてトータルに考えねばならないにも拘わらず、その後教育学は理工学と同様に分化するばかりで、部分的な議論に拍車がかかっている。個別の問題を個別の専門性で解いてもそれは人間の形成のための正しい方向を見いだすことは困難といえよう。ましてや社会との関係を教育の観点から解くことは困難となっている。

人間の形成についてはトータルにものごとを考慮すべきである。このことはその政治・行政についても言えることである。わが国では縦割り行政と呼ばれている現状に労働問題として除外されている企業内教育の問題も人間形成の視座から既存の省庁の枠を超えて、例えばイギリスの再編のように同

時に考えなければならぬ時代だといえよう。すなわち、慣行に囚われないパラダイムの転換の視座から考えねばならないといえよう。

その手始めは、「教育」の言葉を忌避するという根本的転換が必要である。周知のように、「教育」は“Education”ではなく、国際的（特に欧米）などの概念としての「能力開発」として人間形成を考えるべきである。また、高橋哲哉が（山崎正和さえも）述べているように、「教育」には統制的働きがあるからである。例えば、フランスでは従来の“Éducation”を包括する概念として近年“Formation”が使用されているが、これも「教育」と訳したのではフランスの意図を理解できないことになる⁹⁾。「教育」ではなく国際的に共通する“Education”さらには“Formation”の概念で考えるべきことは明らかである。

ここで、中国では最近、“Education”を「教育」としてのみでなく「弁（辨）学」と対訳していること¹⁰⁾は注目に値する。中国の「教育」がわが国からの逆輸入によって利用された経過を考えると、その意味はことさらである。

“Education”や“Formation”はわが国での「職業訓練」を含む概念として使用されている。しかし、これまでのわが国の教育論は、職業訓練の目的としている労働能力は企業に利用されるとして排除して来た。この根拠は教育論の「人格の完成」という目的に反するというところにある。木下順が述べるように、このような「無目的性」の教育論（元木・田中編著）では無意味であり、人々の自立を意図すべきことは明らかであろう。

新政府は「新成長戦略」として、円滑な再就職に向け職歴や職業訓練などを記した現在の「ジョブ・カード」を発展させ、職歴や資格などを数値化する「職業能力評価制度」の20年までの導入も目指すということを2009年末に発表した⁷⁾。この職業能力評価制度には企業における実務訓練の能力形成を位置づけて、人材育成の体系の一環として体系化する必要がある。このことは同時に、企業が人材育成として社会的な貢献（責任）を果たしているという社会の共通認識も形成される必要がある。

この考え方は日本生産性本部が2009年末に発表した「人材立国をめざした成長戦略」⁸⁾において、行政体制は学校教育と職業能力開発との融合を図り、職業資格制度が重要だ、との提言と軌を一にしている。この提言は職業訓練

の土台と支柱にとって重要な考え方であり、人材育成のシステムの統合化論が支持を得ていると言える。

その根本理念は、近代化を目指した殖産興業＝富国強兵のための教育ではなく、国民一人ひとりの人権確立の視座で能力開発を目指すという考え方になる。それは、わが国では近代化を技術革新の立場からのみ見て、もう一つの柱であった人権を抹殺してきたことの反省に立たねばならない。これからは人権論の再構築の視点から始めねばならない。

2. 「日本国憲法」人権条項の問題と改正案

国際的規定は国内法より重視されるべきと言われているが、「世界人権宣言」を利用するわが国の「教育権」論者はこの点を無視して、日本にしか通用しない論理があたかも世界に通用しているかのような国際規程の無視と誤解で整理をしている⁹⁾。このことは「日本国憲法」の問題も正しく国民に知らされない不幸なことと言わざるを得ない。

第1の問題は、堀尾蟬久に代表される教育権論は、労働権を明確に位置づけていないと言えることである。これは「日本国憲法」では教育権が第26条であるのに対し、「勤労」権が第27条であるように、教育権の後ろに勤労権が規定されているためである。この構造に、法令の順位により下位の条文が上位の条文を補佐する意味を持つという法理論が働くことになる。つまり、「日本国憲法」では勤労権が教育権を補佐する位置づけになる。従って、教育権の立場から労働権を位置づけなくとも良く、教育権で労働権を論じなくても良い、とする論理になるからである。

しかし、「世界人権宣言」では労働権が第23条であり、“Education”権が第26条であることを無視していることが分かる。法理論からすれば、労働権を無視することが世界では通用しないことが明白である。一方、「日本国憲法」の生存権は第25条であるため、堀尾等の教育権論では生存権のために教育権があるとする論は強調されるのである。

第2の問題は、教育権論者の「世界人権宣言」の誤解として、「世界人権宣言」では“the right to education”であり、これは如何に読んでも「教育

を受ける権利」ではなく、「教育への権利」であることである¹⁰⁾。このような誤解の根源は先に述べた“Education”を「教育」とするために、教育であれば国民は受けることである、という臣民観の無意識な限定から派生している。そして、これらが同一定義として、「日本国憲法」が「世界人権宣言」よりも早く成立したことをもって、「教育を受ける権利」が「人類共通の思想的財産になった」という誤った幻想を教育学界のみならず日本の社会に拡大したのである。

このような「教育を受ける権利」の問題に対し、「日本国憲法」審議で佐々木惣一が「教育を受けると云うことが権利の内容になるのか」と疑問を呈したが、当時の政府はこれに答えず、議論もなく、一方、君民一体＝国体護持を謳って当選した廿日出雁の強力な支持により今日のような規定が決定したのである。ちなみに、マッカーサー草案にそのような規定がなかったのは周知の通りであり、これは日本人が規定したのは明白である。「日本国憲法」は自主制定したという論者は何故このことを主張しないのか疑問である。

なお、ユネスコが出している条約、勧告とも、“Education”と職業訓練とは密接な規定になっていること、さらに“Education”を「教育」ではなく「能力開発」と訳して読めば極めて理解が容易となることである。例えば、“Own education”をわが国では「自己教育」と訳しているが、教育は他人を変化させることであり、常識的日本語にそぐわない。これは「自己能力開発」あるいは「自己啓発」と解すべきであろう。

上のような問題の改革のためには、人間形成システムを総合的に体系化し、既存の省庁の枠組みを超えてイギリス的省庁再編も視野に、労働者に対する職業訓練・企業内教育も含めて再編し、既存の教育論のパラダイムの転換を図るべきである¹¹⁾。

さて、「世界人権宣言」なみに国民の人権を確立するための要件を考えると、「日本国憲法」を次のような改訂すべきである。第1は、「教育」の言葉を「学習」に変え、第26条「教育権」を「学習権」とすること、第2は、第27条の「勤労」を「労働」に変え、「労働権」とすること、第3に学習権と労働権を入れ替えることが重要である。その結果、現行の第22条～28条関係の再編案は次のような点を考慮すべきであろう。

「日本国憲法」人権条項再編案

第22条 すべて人は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
(以下略)

第23条 何人も居住、移転の自由を有する。(以下略)

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。(以下略)

第25条 すべて人は、労働し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な労働条件を得、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

人の職業能力を維持し、向上させることは、国が保障しなければならない。

第26条 労働者の団結する権利及びその他の団体的行動をする権利はこれを保障する。(以下略)

第27条 すべて人は、法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく学習する権利を有する。

人の保護する子女に国は学習を受けさせる義務を有する。(以下略)

第28条 学問及び芸術の自由はこれを保障する。

なお、国民の学習権が一般化したあかつきには、その学習権の支援は欧米諸国のように地方に委ねるべきであろう。もともと、地域間での差異が生じないような予算配分が考慮されるべきである。しかし、労働権については欧米がそうであるように全国的な政府の管轄とする必要がある。

3. 「教育基本法」の問題と改正方針

「教育勅語」が生きている下で、「教育勅語」を公認し、「教育勅語」の存続を主張した文部大臣の下で、「教育勅語」の代わりの法であることを合意せずに議論していた「教育基本法」が、真に民主的な「教育」概念により議論されていくとは考えられない。このようなこともあり、マッカーサー草案

を作成する時にGHQが参考にした「憲法草案要綱」を起草した鈴木安蔵は「教育基本法」の制定直後にその改正を主張していた。つまり、曖昧な規定は国民のためにならず、権力者、為政者のためにしかならないからである。そして、戦後の教育は鈴木が予言したように進んで来たといえる。

そのような「教育基本法」は戦前の悪弊を引き継いでいることは当然である。第一に「勤労」の用語が「日本国憲法」に使用されたからであろうが、第1条に「勤労……を重んじ」と規定されている。用語の概念は別にして、「勤労……を重んじ」るは良く解釈して「働くおじさんご苦労様」という精神を表しているだけであり、民主的国家を築く人に成長するために、子ども達の自立を支援するための職業能力を身に付けることではない。ここに民主的な新たな教育法ではない一端が見える。

また、第7条の「勤労の場所…における教育は…奨励されなければならない」とい「企業内教育（＝職業訓練）を奨励する」と言う意味である。この具体策として、昭和23年に教育刷新委員会は政府に対し、職業訓練生に「大学へ進みうるために、単位を与える」ことを建議していた。しかし、文部省はこの実施を拒絶した。ここに、戦後の文部行政が民主化されていなかったことが当初から表れていた¹²⁾。その規定は、従来の教育と職業訓練とを結ぶ可能性のある糸であり、この建議の精神は生きていた。新「教育基本法」から「勤労の場所における教育」が消えたことは、上の建議が完全に失効したことを意味している。

なお、平成18年の改正により、「勤労を重んずる態度」は自立のためではなく「自律の精神を養う」ためとなった。「職業及び生活との関連を重視し」とは規定しても、それは労働者としての自立のためでなく、自制心の育成に関連づけられたのである。職業訓練・職業能力開発は当然ながら対象外となった。

「教育基本法」改正時に、文部科学省がフランスにもあるとして紹介していたジョスパン法は「能力開発方針法」といえる法である。何故なら原題名は「Loi d'orientation sur l'éducation」であり、仏辞典を見ると「Education」は「教育」ではなく「能力の開発」であるからである。その能力には学力だけでなく、当然ながら職業に関する能力が入る。そのジョスパン法の第1条

は次のように規定している。

能力開発（éducation）への権利は、人格を発達させ、初期能力開発及び継続能力開発の水準を高め、社会生活及び職業生活に参加し、市民としての権利を行使することを可能にするために、一人ひとりに保障される。

このように、「Education」は最終的には職業生活のために行われることが当然だといえよう。人の「職業能力開発」の精神を重視すべき事が分かる。

日本的な狭い「教育」観で、しかも新たな保守的思想で糊塗された今日の「教育基本法」を廃止し、職業能力をも含めた「人間形成方針法」の制定が必要である。「人間形成方針法」は「教育」の言葉を排除した法として再編すべきである。この「人間形成方針法」はフランスのジョスパン法をモデルとして制定する必要がある。この法の下で「学校教育法」は学習者の立場からの「学校学習法」として改正すべきである。

この時、イギリスの行政制度改革を考慮すべきであろう。イギリスで進められて来たように、職業資格と学歴資格の統合を目指すことも重要となるからである。

すなわち、イギリスは1995年に「教育省」と雇用省を「能力開発・雇用省」に統合した。教育省と雇用省を統合した、と言えば日本人は理解できないであろうが、しかし、「Education」は「能力開発」と考えれば理解できる。「能力」には当然ながら職業が入るからである。さらに、2001年には「能力開発・職業技能省」に再編したのである。このような再編は新たな人間形成としてのあり方の基盤として必要であろう。イギリスが学歴資格と職業資格とを統合し、「国家資格制度：NVQ」を整備しているのはこのような背景があるのである。今日の省庁はブラウン首相が2007年に年齢段階で二分したが、元の組織に戻ったのではないことは明らかである。このような「人間形成方針法」の精神の下に学校における人の「職業能力形成」の重要性についての学習が援助されるべきである。

4. 成人教育訓練関係法の問題と改正方針

学校後の大人の「教育」を「社会教育法」が担ってきた。また、臨時教育審議会の「生涯学習」の答申後に制定された「生涯学習振興法」も主として成人の学習について整備していた。これらは正に「二重行政」の見本である。理念としては「生涯学習」は学校教育まで含むことになっているが、学校教育への関与は困難であろう。その意味は、「教育基本法」に規定されており、独立の法が要する説明にならない。このことから、「社会教育法」と「生涯学習振興法」を統合し、「成人学習法」として整備すべきである。

また、学校後の成人を対象とした法律は「社会教育法」、「生涯学習振興法」だけではなく「職業能力開発促進法」もある。確かに、それらの根拠は異なるが、「Education」観による人間形成に関係する法律であることは明白である。職業能力開発が人間形成に関係すると考えれば、企業内教育の問題もある。旧「教育基本法」での「勤労の場所における教育」の意味である。このことも考慮すべきである。

「雇用対策法」に基づく「職業能力開発促進法」は廃止し、「人間形成方針法」の下に「職業能力形成法」として制定すべきである。この職業能力開発は公的に実施する分野と、企業が社員に対して実施する分野がある。

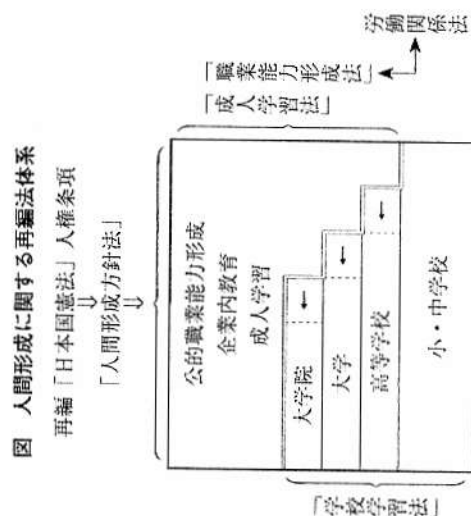
これまで、公共職業能力開発は「セーフティ・ネット」論という人権論からは遠い、貧困者のための救済論が根拠であった。この精神は明治期に有った「窮民救済法案」から何も発展していない。職業訓練の受講者は「弱者」と観念付けられ、自己主張できない立場に立たされている。これまでも職業訓練の受講者は少なく、修了して社会で活躍できても、職業訓練の援助を受けたとの自己紹介ができない雰囲気がある。世間では「学歴」で評価される故の「肩身の狭さ」があるためである。学校卒業生には育たない意識として、他人に援助して貰った、という意識になる。このような立場から、労働を欲する人々の人権としての立場に転換すべきことが重要なのである。

また、企業が実施している社員＝労働者への教育は、企業の社会的貢献（責任）の位置づけとしても整備すべきである¹³⁾。企業内の職場実習の職業

陶冶的意味を再度述べる必要はなかろう。わが国でも見做っているドイツ等のデュアルシステムは、企業が実施する見習工養成という人材育成が、国＝社会に大きな貢献をしている。この「社会的貢献」の精神なくして、一方、企業内教育を人材育成のシステムと認めることなくしてデュアルシステムは成立しない。この観念を整備・体系化し、企業における人材育成を公的に認証・支援する制度が必要となろう。企業が実施している人材育成が社会的に責任を果たしているという共通認識が必要なのである。そして、国民は企業による人材育成の社会的貢献を認めるべきである。企業内教育も、「職業による陶冶」として公認すべきである。

新卒者の就職可能性の向上、在職者の職業能力の向上、離転職者・失業者の再就職可能性のために、職業訓練・職業能力開発の果たしている役割は人間形成として重要である。このような人間形成の尊重は国際的な理念に通じる。イギリスのような学歴資格と職業資格とを統合した資格制度の整備を行い、これと連動した職業能力形成制度を体系化する必要がある。

最後に、イギリスはEU内における共通性を意図して職業資格を再編成しているように、職業能力形成は、職業の資格とその訓練体制を東アジア協体内において一体化を目指すことが重要となる。



おわりに

以上の人間形成に関する法体系を示すと図のようになる。図で、「←」矢印は、学校に「職業能力形成法」の理念と資格枠組みに基づく職業能力開発の実施を奨励し、その結果、本格的な職業能力形成を行った時の資格認定を意味する。

以上のような法体系により、次代を担う若者の人間形成及び、学校終了後の成人・労働者の人間形成を遺漏なく展開できると考える。このような理念と制度は、学校教育一辺倒からの脱却を可能とし、最初に紹介したような今日の問題はあえて論じなくとも常に配慮すべきこととして、研究、学問が学習の援助に位置付くはずである。新たな言葉を次々に作る必要はなくなる。

本稿で示した人間形成再編の方略は、近代化路線の脱構築¹⁴⁾の視座から今後の人間形成のあり方として考えるべきであろう。

【注】

◎脚注番号を付していない箇所は参考文献による引用・解釈である。

- 1) 日本学術会議・「大学と職業との接続検討分科会・第三回議事要旨」参照。
<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/daigaku/pdf/d-youshi03.pdf> (2010年4月30日確認)
- 2) 「キャリア教育」の英訳は“Career Education”であろうが、その英語はわが国とは異なる意味を持っている。それは、わが国でも70年代に「キャリア・エデュケーション」として喧伝されたが、「生涯教育」の位置づけであった。あるいは今日、「大学での職業教育」の重要性が喧伝されているが、職業教育は高校の課題であり、何故に今日大学で主張するのかという理念が不明である。推測されるのは平成不況との関係のようだが、理念のない「大学での職業教育」は、また、景気が良くなれば忘れられるのではなからうか。むしろ、元来、M.ウェーバーが主張した理念（尾高邦雄訳『職業としての学問』、岩波文庫、初版：昭和15年）が戦後のわが国で追究されなかったことを問題としたい。
- 3) 本稿は、筆者も参加している小原哲郎が主宰する職業教育訓練政策研究会において議論して来たことも含まれるが、文章の責任は田中にある。なお、内容としては先に

「『労働者教育』の理論枠組みについて」、日本社会教育学会年報第47号、平成15年に述べた考えを発展させたものである。

- 4) 田中萬年・村瀬勉「用語『普通教育』の生成と問題」、『職能開発大学紀要第39号B』、2010年3月。
- 5) 堀内達夫「フランスにおける継続教育の動向」、第19回エルゴナジー研究会配布資料、2008年2月16日。
<http://www.uitec.ehdo.go.jp/edus/erg/meeting/20080216/2008021601.pdf> (2010年4月30日確認)。
- 6) 田中萬年「中国の工業力と職業訓練の重視策」[エルダー] 2010年10月号（予定）。
- 7) 平成21年12月30日閣議決定『『新成長戦略（基本方針）』について』。
- 8) 生産性本部緊急提言「人材立国をめざした成長戦略」、2009年12月28日。
<http://activity.jpc-net.jp/detail/1rw/activity000956/attached2.pdf> (2010年4月30日確認)。
- 9) 田中萬年「日本の『教育を受ける権利』の精神と問題」、『現代の理論』2009年新春号。
- 10) 永井憲一の資料集を利用する理由は、“the right to education”を「教育への権利」と訳しているからである。他は「教育を受ける権利」と紹介している。なお、鈴木安蔵は、1951年に「教育に対する権利」と紹介した。政府は「教育を受ける権利」と訳し、これに他は追隨したのである。
- 11) 高橋哲哉は「憲法・教育基本法体制という全体を、…問題化するべきではないか」と述べている。
- 12) 田中萬年「教育基本法の『勤務の場所における教育』をめぐる教育観」、『職業能力開発総合大学校紀要』第28号B、1999年3月。なお、高橋哲哉は改正「教育基本法」には問題が多いと反対を表明しつつ、旧「教育基本法を理想的だとか完璧だとか考えることはできない」とも述べていた。
- 13) 田中萬年「オーストリアのデュアルシステムに関する一考察」、『職業能力開発総合大学校紀要』第37号B、2008年3月。
- 14) この視座は、分化ではなく、人間のための統合の人間形成であり、五木寛之の主張する「下山の哲学」（『人間の覚悟』、新潮新書、2008）が参考になる。

【参考文献】

元木健・田中萬年編『非「教育」の論理』、明石書店、2009。本稿では（元木・田中編著）と記す。

- 濱口桂一郎『新しい労働社会』, 岩波新書, 2009。
- 平沼高・佐々木英一・田中萬年編『熟練工業成の国際比較』, ミネルヴァ書房, 2007。
- 山崎正和『文明としての教育』, 新潮新書, 2007。
- 田中萬年『働くための学習』, 学文社, 2007。
- 田中萬年『教育と学校をめぐる三大誤解』, 学文社, 2006。
- 高橋哲哉『教育と国家』, 講談社現代新書, 2004。
- 堀尾輝久『義務教育』, 宗像誠也編『新装版 教育基本法』, 新評論社, 2002 (初版は1966)。
- 小林順子編著『21世紀を展望するフランス教育改革』, 東信堂, 1997。
- 永井憲一監修・国際教育法研究会『教育条約集』, 三省堂, 1987。
- 佐々木輝雄職業教育論集第2巻『学校の職業教育』, 多摩出版, 1987年。
- 森昭『人間形成原論』, 黎明書房, 1977。
- 宮原誠一教育論集第1巻『教育と社会』・第6巻『教育時論』, 国土社, 1976・1977。
- 勝田守一『能力と発達と学習』, 国土社, 1964。
- ルソー著『エミール (上)』(今野一雄訳) 岩波文庫, 1962年版。
- デュエーイ著『学校と社会』(宮原誠一訳) 岩波文庫, 1957。

〈日本の社会教育第54集〉
教育法体系の改編と社会教育・生涯学習

2010年9月18日 初版

[検印廃止]

編集 日本社会教育学会年報編集委員会

委員長 井上 英之

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1

早稲田大学教育学部内

振替 00150-1-87773

発行者 錦織与志二

発行所 監東洋館出版社

〒113-0021 東京都文京区本駒込5-16-7

☎03-3823-9206 fax. 03-3823-9208

http://www.toyokan.co.jp 振替 00180-7-96823

印刷・製本 藤原印刷株式会社

©2010 The Japan Society for the Study of Adult and
Community Education
ISBN978-4-491-02614-5 Printed in Japan